

道路運送車両法

1 . 案内情報

手続名	: 自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定申請
手続根拠	: 道路運送車両の保安基準第29条第4項第7号
手続対象者	: 貼付又は塗装する目的を確実に実施できる者、貼付又は塗装される位置及び期間の管理を確実に実施できる者
提出時期	: 貼付又は塗装を行おうとするとき
提出方法	: 自動車の窓ガラスへの貼付物等指定申請書を作成し、必要な添付書面を添え、地方運輸局長または国土交通大臣あて提出して下さい。
手数料	: 無し
添付書類・部数	: あり・1部
申請書様式	: 自動車の窓ガラスへの貼付物等指定申請書（一太郎、WORD、PDF、HTML）
記載要領・記載例	: 提出先となる国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 貼付物の対象範囲が一運輸局管内となる場合 各地方運輸局自動車技術安全部技術課 （沖縄は沖縄総合事務局運輸部車両安全課） http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm : 貼付物の対象範囲が二運輸局以上にまたがる場合 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課 03-5253-8111（内線：42257）
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	: 提出先をお願いします。

3 . 手続情報

取扱要領	: 「自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領について(依命通達)」(平成6年9月29日自技第147号)
標準処理期間	: 30日
不服申立方法	: (行政不服審査法の規定による)